

商工労働観光部		随意契約件数		1件		金額		3,861,000 円	
	契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地	契約の相手方の名称	契約金額	随意契約理由		地方自治法施行令 適用条項
1	観光政策課	令和7年度広域ツーリズム推進 事業業務委託	令和7年4月1日	大分県大分市高砂町2番50号 OASISひろば21 3階	公益社団法人ツーリズムおおいた	3,861,000 円	①本業務は、効果的な情報発信と誘客促進を行うものである。 ②これを行うためには、日頃から県内の情報を把握し、ニーズに沿った魅力的な情報を選定できる体制が必要である。 また、旅行会社や交通事業者などへのアプローチにあたっては、取引の信用や継続性が必要であり、県内業界団体を統括し行政と連携する機能を持つ機関でなければならない。 公益社団法人ツーリズムおおいたは、県全体の観光の振興を目的に設立された法人であり、各観光協会や観光業界、地域団体等の民間団体を会員に擁し、様々な情報を新鮮なうちに把握することが可能であり、その中から選定して、更に魅力的な情報に加工し発信ができる唯一の機関である。 ③以上のことから、実績と豊富な知識、ノウハウとネットワークに関して、当該団体と同等の能力を有する業者はないことから随意契約を行うものである。		地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号